学校法人神野学園　個人情報保護規程

第１章　総則

（目的）

第１条　学校法人神野学園（以下「学園」という。）は、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であることを深く認識し、この規程によって、学園が保有する個人情報の取扱いに関する基本事項を定め、もって個人情報の収集、管理及び利用に関する学園の責務を明らかにするとともに、個人情報の主体である学生、職員等に、自己に関する個人情報の開示ならびに訂正及び削除の請求権を保障することによって、学園における人権保障に資することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、「個人情報」とは、学生、職員等の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、学歴、家族構成、個人識別符号（ゲノム情報や指紋認証情報等。）、記録文書（個人情報を記録した文書、写真、電子情報、電子媒体等。）等の生存する個人に関する情報であり特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより容易に個人を識別され得るものをいう。

２　この規程において、「学生、職員等」とは、現在及び過去の学生、教育職員、事務職員ならびに学園の業務に直接関わりがあり、又は関わりがあったその他の者をいう。

３　この規程において、「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別､偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

（学園の責務）

第３条　学園は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するにあたっては、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

２　学園は、在学生に対し、学内外での実習等を通じて知り得る個人情報を適正に収集、保管、利用させるための指導及び必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第４条　職員は、個人情報保護の重要性を認識し、この規程を誠実に遵守する他、個人情報保護に関する学園の施策に協力しなければならない。

２　職員は、在職中はもとより退職後においても職務上知り得た個人情報の内容を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

３　職員は、他の職員がこの規程に違反する行為を行ったことを知ったときは、その事実を第６条に定める個人情報管理責任者に報告しなければならない。

第２章　管理体制

（個人情報保護委員会の設置）

第５条　学園は、個人情報保護に関する必要事項を審議するため、個人情報保護委員会を設置する。

２　個人情報保護委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

（個人情報管理責任者の選任）

第６条　学園は、法人本部及び各学校に各１名の個人情報管理責任者を選任する。
２　個人情報管理責任者には、法人本部においては事務局長、各学校においては学長又は校長をもって充てる。

（個人情報管理責任者の任務）

第７条　個人情報管理責任者は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図り、情報の漏えい、滅失、毀損の防止に努めることとともに、職員及び職務を委託する事業者を監督しなければならない。

（個人情報管理担当者）

第８条　個人情報管理責任者は、各部署に個人情報管理担当者を置き、当該部署で取扱う個人情報の管理を委任することができる。

（学内委員会）

第９条　個人情報管理責任者は、学内に委員会（以下「学内委員会」という。）を設置することができる。
２　学内委員会は、この規程及び第５条に定める個人情報保護委員会の決定、方針に基づいて、各学校に固有の個人情報保護に関する事項について審議、決定することができる。

第３章　個人情報の収集及び利用の制限等

（個人情報の収集制限）

第１０条　学園は、個人情報を収集するときは利用目的を特定し、その目的達成に必要な最小限度の範囲で収集しなければならない。
２　学園は、個人情報を収集するときは、適正かつ公正な手段により、次の各号のいずれかに該当するときを除き、直接本人から収集しなければならない。なお、第三者から個人情報を取得する場合は、提供元の氏名又は名称及び住所並びに代表者、個人情報の取得の経緯を確認しなければならない。

一　本人の同意があるとき。

二　個人情報管理責任者が職務遂行上、正当な理由があると認めたとき。

（第三者からの取得に係る記録の作成等）

第１１条　第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人は除く。）から個人情報の提供を受けた場合（第１７条の共同利用及び第１８条の職務の学外委託に該当する場合を除く。）、次の事項に関する記録を速やかに作成しなければならない。ただし、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

一　本人の同意を得ている旨

二　前条に掲げる確認事項

三　当該個人情報によって識別される本人の氏名

四　当該個人情報の項目

２　学園は、作成した記録を、当該記録をしてから３年間保存しなければならない。

（要配慮個人情報の収集）

第１２条　要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないように努めるものとする。特に、思想、信条及び宗教に関する個人情報は、いかなる理由があろうともこれを収集してはならない。

２　要配慮個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

一　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体等により公開されているとき

二　本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得するとき

三　法令の定めがあるとき

四　個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき

（個人情報の適正管理）

第１３条　学園は、個人情報の安全保護及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

一　紛失、毀損、破壊その他の事故の防止

二　改ざん及び漏えいの防止

三　個人情報の正確性及び最新性の維持

四　不要となった個人情報のすみやかな廃棄又は消去

（個人情報の利用及び第三者への提供の制限）

第１４条　学園は、個人情報を収集した目的以外のために利用又は第三者に提供してはならない。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　法令の定めがあるとき

二　個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急的必要があるとき

三　国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

四　専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で個人が特定されず、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

五　教務上及び事務上の必要があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき

六　その他個人情報保護委員会が正当と認めたとき

（外国の第三者への提供）

第１５条　学園は、次のいずれかに該当する場合に限り、個人情報を外国の第三者へ提供することができる。

一　外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得ていること

二　学園と外国にある第三者との間で当該第三者における個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること

三　外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること

（第三者への提供に係る記録の作成等）

第１６条　個人情報を第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人は除く。）へ提供したとき（第１７条の共同利用及び第１８条の職務の学外委託に該当する場合を除く。）には、第三者に提供した都度、次の事項に関する記録を速やかに作成しなければならない。ただし、既に記

録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

一　本人の同意を得ている旨

二　第三者の氏名又は名称

三　当該個人情報によって識別される本人の氏名

四　当該個人情報の項目

２　学園は、作成した記録を、当該記録をしてから３年間保存しなければならない。

（共同利用）

第１７条　学園は、個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人情報を提供することができる。この場合、第三者への提供には当たらない。

２　前項の場合において、学園は、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一　個人情報を共同利用する旨

二　共同利用する個人情報の項目

三　共同利用する者の範囲

四　共同利用する者の利用目的

五　共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

（個人情報に関する職務の学外委託）

第１８条　学園は、個人情報に関する職務を外部の事業者に委託するとき、委託業者との間で個人情報の保護に関する契約を締結しなければならない。この場合、第三者への提供には当たらない。

２　前項に規定する契約を締結するにあたっては、担当職員は、あらかじめその契約書案を個人情報管理責任者に届け出て、承認を得なければならない。

（収集の届出）

第１９条　新たに個人情報を収集するときは、あらかじめ次の事項を個人情報管理責任者に届け出て、承認を得なければならない。

一　個人情報を取扱う学校名と部署名

二　個人情報の名称

三　個人情報の利用目的

四　個人情報の収集の対象者

五　個人情報の収集方法

六　個人情報の記録媒体

七　個人情報の保存形態

八　その他個人情報管理責任者が必要と認めた事項

２　前項の規定に基づき届け出た事項を変更又は廃止するときは、あらかじめこれを個人情報管理責任者に届け出て、承認を得なければならない。

（目的外利用及び提供の届出）

第２０条　第１４条第１項ただし書の規定により、個人情報を収集された目的以外のために利用又は第三者に提供したとき、担当職員は、すみやかに個人情報管理責任者に届け出なければならない。

第４章　個人情報の開示、訂正等

（届出事項の閲覧）

第２１条　学生、職員等は、本人であることを明らかにして、第１９条及び第２０条の規定によって届け出られた事項を閲覧することができる。

（自己に関する個人情報の開示）

第２２条　学生、職員等は、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

（開示請求の手続き）

第２３条　個人情報の開示請求は、学園に対し、本人又は正当な代理人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。

一　氏名

二　住所

三　開示を希望する個人情報の範囲

四　請求の理由

２　個人情報の開示を請求する者は、手数料として300円を学園に支払うこととする。

（開示の拒否）

第２４条　学園は、次の各号に掲げる場合には個人情報の開示請求の全部又は一部を拒否する。

一　前条に定める記載事項に不備がある場合

二　本人であることを確認できない場合

三　個人の選考、評価、判定その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められる場合

四　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

五　学園の適正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

六　個人情報の保護に関する法律以外の法令に違反することとなる場合

２　個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

（自己に関する個人情報の訂正・削除）

第２５条　学生、職員等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、第２３条に定める手続きに準じて、その訂正又は削除を請求することができる。

２　学園は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに調査を行い、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

（自己に関する個人情報の利用停止）

第２６条　学生、職員等は、第２３条に定める手続きに準じて、自己に関する個人情報の利用停止を請求することができる。

第５章　苦情の処理、不服の申立て

（苦情の処理）

第２７条　学園は、個人情報の取扱いに関して苦情が寄せられたときは、すみやかに事実関係の調査を行い、結果を本人に通知するとともに、将来にわたって個人情報が適切に管理されるよう対策を講じなければならない。

（不服の申立て）

第２８条　自己の個人情報に関する開示、訂正、削除、利用停止の請求に対してなされた措置に不服がある者は、本人であることを明らかにして、個人情報保護委員会に対し、申立てを行うことができる。

２　個人情報保護委員会は、前項の規定による不服申立てを受けたときは、すみやかに事実関係の調査を行い、調査結果に基づいて審議し、措置を決定し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。

３　個人情報保護委員会は、必要があると認めるときには、申立人又は関係部署に対し意見の聴取を行うことができる。

（不服申立ての手続き）

第２９条　不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を個人情報保護委員会に対し提出することにより行う。

一　氏名

二　住所

三　不服の内容、理由

四　その他個人情報保護委員会が必要と認めた事項

第６章　雑則

（罰則）

第３０条　この規程に違反した者は、就業規則に定める懲戒処分に処す。

（補足）

第３１条　個人情報の保護に関してこの規程に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律他関係する法令によるものとする。

（規程の改廃）

第３２条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

１　この規程は、平成１７年４月１日より施行する。

２　この規程は、平成２９年８月１日より施行する。